

＜事業者の皆さんへ＞

平成30年3月1日から「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」が施行されます

この条例等により、雫石町の区域内で再生可能エネルギー設備を設置しようとする事業者のうち規則で定める事業者は、町への届出が必要となります。

○条例の目的

この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の適正な実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、町が講ずる措置について必要な事項を定め、もって持続可能な地域づくりに資することを目的としています。

○条例で使用する用語の意義

用語	意義
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ、永続的に利用できるものをいいます。
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを電気又は熱に変換する設備及びその附属設備をいいます。
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいいます。

○町への届出が必要となる事業者

(1) 太陽光発電を行おうとする事業者のうち次に掲げる事業者。(当該設備を建物の屋根部分に設置する場合を除きます。)

ア 岩手県景観計画区域山麓景観形成地区内、岩手県自然環境保全条例に基づく環境緑地保全地域内及び雫石都市計画用途地域内において再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者

イ アに規定する地域以外で定格出力 20 キロワット以上の再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者

(2) 風力発電を行おうとする事業者

(3) 地熱発電を行おうとする事業者

- (4) バイオマス発電を行おうとする事業者
- (5) 熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者（建物の屋根部分に設置する場合を除きます。）
- (6) その他町長が特に必要と認める再生可能エネルギー設備の設置を行おうとする事業者

○主な手続き等

①事業計画案の届出	・事業計画書（案）及び事業区域確認リストを添付してください。 ・届出は、再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階*に行ってください。 *初期段階：法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前。設置しようとする土地の取得又は賃貸借契約前、その他設置に係る各種申請、届出及び契約等の前。
②住民説明会の開催	・説明会への参加案内の範囲及び開催場所等について事前に町と協議してください。
③住民説明会の内容報告	・住民説明会開催後、説明会の内容を町に報告してください。
④工事完了報告	・工事が完了したときは、速やかに、町に報告してください。